

2011年6月15日

厚生労働大臣 細川律夫様

日本高等学校教職員組合
中央執行委員長 加門 憲文

採用内定を取消された高校生・障害児学校生の就職保障及び 2011年度卒業生の求人確保と就職保障に関する緊急要求書

高校生・障害児学校生の就職をめぐる状況は、極めて深刻な事態となっています。厚生労働省の調査でも、東日本大震災による高校生の採用内定取消しは全体で 215 人と急増しています。宮城県では大学生も含めた採用内定取消しは 50 人です。また、入職時期繰下げは全体で 2232 人ですが、宮城県では大学生も含めた人数は 318 人と報告されています。しかし、これらの人数は、事業所からハローワークに通知のあった件数(3月11日～5月25日・厚生労働省調べ)に限定されています。

宮城県教育委員会の4月末現在の調査によれば、高校生の採用内定取消しは 40 校 151 人、高校生の採用繰下げは 57 校 327 人となっています。厚生労働省が把握している実態は、事業所からの通知件数にとどまり、深刻な実態を反映したものとはいえません。文部科学省など関係省庁と連携し、政府の責任で新規学卒者の採用内定取消しなどの実態を把握することが求められています。

さて、リーマンショックに見舞われた 2009 年 3 月の高校生の内定取消しは 381 人、入職時期の繰下げは 551 人であったことからすれば、いま起こっている事態はかつてなく深刻な状況となっています。高校生の就職問題に関して内定取消しなどの実態を正確に把握するとともに、その状況にふさわしい抜本的な対策を具体化することは重要な課題となっています。

東日本大震災のもとで、厚生労働省は 3 月 12・13 日、事業所が震災被害を受けたことにより、休業や再雇用予約付で一時離職し、賃金が支払われない労働者に、特例的に失業給付を支給する特例措置を実施したことは重要です。しかし、内定取消しや入職時期の繰り下げを受けた高校生・新規学卒者は、雇用保険の被保険者でないとして、この適用から除外されています。

また、今国会で求職者支援法が成立し雇用保険未加入者が給付金(月 10 万円)付きで、職業訓練を受けられるようになりましたが、その施行期日は 2011 年 10 月 1 日であり、岩手・宮城・福島県など被災地では直ちに具体化すべきです。

採用内定者は労働契約が成立したと認められるものであるとの解釈は、厚生労働省をはじめ政府の共通の認識となっています。内定を取消された高校生・新規学卒者に対して、失業給付など生活保障の政策を具体化することは、直面する緊急の課題となっています。

いま、高校の教育現場では、2012 年 3 月に卒業する高校生の就職保障に対する不安はかつてなく大きくなっています。7 月 1 日の高校生の求人解禁にむけて、抜本的に求人を確保し、希望するすべての高校生の就職を保障することは喫緊の課題となっています。

以上の状況をふまえ、下記要求を実現されるよう誠意ある回答を求めます。

記

1. 2011年3月に卒業した高校生・新規学卒者の採用内定取消し、入職時期繰下げなどの実態を文部科学省など関係省庁と連携し、政府の責任で把握すること。
2. 採用内定を取消された高校生・新規学卒者に対して、失業給付の支給などの特例措置を実施するとともに、求職者支援法に準じて失業給付の対象とすること。施行期日についても、直ちに給付できるよう特例措置を講じること。
3. 2012年3月に卒業する高校生の求人確保のために、大企業に対して求人を出すよう法的に義務付けること。そのために「新規学校卒業者の採用に関する指針」を法制化するなど就職を希望するすべての高校生に対する求人を確保し就職を保障すること。
4. 東日本大震災による甚大な被害を受けた岩手・宮城・福島県の高校生・新規学卒者に対して求人・採用の震災特別措置を設けるなど就職を保障すること。
 - (1)被災地の就職を希望するすべての高校生・新規学卒者に対して、震災採用枠を確保するよう日本経団連をはじめすべての経済団体に要請すること。
 - (2)2012年3月に卒業する被災地の高校生・新規学卒者を採用する企業に対して、雇用調整助成金を活用するなど弾力的な運用をはかること。
 - (3)岩手・宮城・福島県の高校生・新規学卒者に対して、特別枠のジョブサポーターを配置するとともに、ハローワークの職員を抜本的に拡充すること。

以上